

MMF等の運営に関する委員会決議の一部改正（案）

新	旧
<p data-bbox="385 373 900 405" style="text-align: center;"><u>MR F及びMMFの運営に関する委員会決議</u></p> <p data-bbox="176 459 1106 536">この委員会決議は、<u>MR F及びMMFの運営に関する規則（以下「規則」という。）</u>に基づき自主規制委員会に委任された事項について定める。</p> <p data-bbox="176 592 1106 710">1 <u>MR F及びMMFの運営に関する規則に関する細則第4条第3項</u>に規定する平均残存期間の計算例は、次のとおりとする。 (以下「計算例」省略)</p> <p data-bbox="176 766 1106 842">2 <u>規則第27条の5</u>に規定する自主規制委員会が定める記載例は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="199 898 1111 1150">「<u>委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は同法第28条第8項第3号若しくは同項第5号の取引を行う市場をいいます。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第〇項による請求の受付を中止すること（及び、既に受付けた請求を取り消すこと）ができるものとし、ます。」</u></p> <p data-bbox="192 1206 1111 1324">(注) <u>上記の記載例にある「その他やむを得ない事情」には、決済機能の停止、想定を超える解約などにより受益者の公平性が担保出来ないと判断した場合も含むものとする。</u></p>	<p data-bbox="1384 373 1803 405" style="text-align: center;"><u>MMF等の運営に関する委員会決議</u></p> <p data-bbox="1131 459 2060 536">この委員会決議は、<u>MMF等の運営に関する規則</u>に基づき自主規制委員会に委任された事項について定める。</p> <p data-bbox="1131 576 2060 694">1 <u>「MMF等の運営に関する規則」に関する細則第4条第3項</u>に規定する平均残存期間の計算例は、次のとおりとする。 (同 左)</p> <p data-bbox="1541 750 1653 782" style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和 年 月 日から実施する。</u>	